



期間が延長
されました

小学校や児童クラブ等の臨時休業により 仕事を休まなければならない場合の支援制度について

R4.12.1 現在の内容です

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、
子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者（裏面参照）に対して、
有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主には、**助成金**が支給されます。
「会社に助成金を利用してほしいけれど、説明が難しそう」、
「会社に相談してみたけれど、有給の休暇にしてもらえない」といった場合は、
下記「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」にお尋ねください。

■ 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため
仕事を休まざるを得ない保護者（裏面参照）に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得さ
せた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度です。

制度の対象となる休暇の取得期間は令和4年10月1日～令和5年3月31日です。

■ 特別相談窓口でできること

小学校休業等対応助成金は、事業主が都道府県労働局に申請し、事業主に支払われるもの
です。

助成金を利用するかどうかは、事業主の判断によりますが、「**小学校休業等対応助成金に
関する特別相談窓口**」では、「会社にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方
からのご相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っ
ています。

ご相談は、勤務している事業所の所在地を管轄する労働局で受け付けています（滋賀以外
の窓口は、右下のQRコードからご確認ください）。

■ 事業主が助成金を利用してくれない場合

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合には、労働者が直接申
請することが可能です（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによ
る申請となります）。

まずは「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」までお尋ねください。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

期間延長

滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL : 077-523-1190

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階

受付時間：月～金 8:30～17:15（土日祝、年末年始休み）

※令和5年6月30日までの予定です。

※滋賀県内の事業所に勤務している労働者の方が対象となります。

※県外の事業所に勤務している方は、勤務している事業所の所在地を管轄する労働局に御相談ください。

小学校休業等対応助成金に関する**全国の特別相談窓口**はこちらから →

